

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 1 月 2 8 日
契 約 業 者 名	工建設（株）
契 約 業 者 の 住 所	千葉県千葉市中央区南町 2 - 1 3 - 1 2
工 事 の 名 称	R 5 圏央道神崎下総地区改良その 3 工事
工 事 場 所	千葉県成田市名木地先、千葉県成田市芝地先、 自）茨城県つくば市真瀬 至）茨城県つくば市梶内
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	【千葉県成田市名木地先】 道路土工（掘削工2,600m3、掘削工（ICT）610m3、路体盛土工250m3、 路体盛土工（ICT）6,500m3、路床盛土工2,260m3、 路床盛土工（ICT）1,390m3、法面整形工（ICT）2,500m2） 地盤改良工（固結工（ICT）452本） 法面工（植生工1,830m2、防草シート工260m2） 擁壁工（帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工一式） 石・ブロック積（張）工（コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）一式、 箱型擁壁工116m2） 排水構造物工（管渠工531m） 応急処理工（応急処理事業工一式） 構造物撤去工（防護柵撤去工56m、道路付属物撤去工7本、 構造物取壊し工一式、排水構造物撤去工一式、 運搬処理工一式） 仮設工（工事用道路工一式、防護施設工一式） 【千葉県成田市芝地先】 応急処理工（応急処理事業工一式） 仮設工（工事用道路工一式） 【自）茨城県つくば市真瀬 至）茨城県つくば市梶内】 応急処理工（応急処理事業工一式） 巡視・巡回工（道路巡回工一式） 排水構造物工（集水桝・マンホール工一式） 防護柵工（防止柵工一式） 橋梁付属物工（橋梁用防護柵工一式） 共通仮設費（技術管理費一式、運搬費一式、準備費一式、役務費一式）
工 期 （自）	令和 6 年 1 月 1 2 日
工 期 （至）	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 0 4 , 6 0 0 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 1 3 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	3 3 5 , 5 0 0 , 0 0 0 円（税込み）

変更理由	【千葉県成田市名木地先】 1. 道路土工 当初特記仕様書第34条4項に基づく協議、及び当初特記仕様書第67条に基づき精査した結果、掘削工（ICT）を減工し掘削工を増工、路体盛工（ICT）及び路体盛土工を減工、路床盛土工（ICT）を減工し路床盛土工を増工、法面整形工（ICT）を減工する。 2. 地盤改良工 当初特記仕様書第36条4項に基づき協議した結果、固結工（ICT）を増工し固結工を減工する。 3. 法面工 当初特記仕様書第67条に基づき精査した結果、植生工、防草シート工を減工する。 4. 擁壁工 設計照査の結果、背面盛土材を変更する必要が生じ、帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工を増工する。 5. 石・ブロック積（張）工 関係機関協議の結果、道路規制日数を短縮する必要が生じ、間知ブロックでの施工が箱型擁壁へと変更になったため、コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）を減工し、箱型擁壁工を増工する。 6. 排水構造物工 工事起点の変更に伴い施工範囲を拡大、また、設計照査の結果、管渠材料に仕様変更の必要が生じたため、管渠工を増工する。 7. 応急処理工 当初特記仕様書第109条に基づき、実績を精査した結果、応急処理工を減工する。 8. 構造物撤去工 設計照査の結果、Ⅰ期線工事の際に施工した排水構造物、アスファルト等が支障となることが判明し、本工事において撤去を行うことから防護柵撤去工、道路付属物撤去工、構造物取壊し工、排水構造物撤去工、運搬処理工を増工する。 9. 仮設工 過年度工事のプラロードを引継ぐことから工事用道路工を追加し、関係機関協議の結果、目隠しフェンス設置・撤去の必要が生じたため、防護施設工を追加する。 【千葉県成田市芝地先】 10. 供用までの円滑化を図るため、千葉県成田市芝地先において応急処理工、仮設工を追加する。 【自）茨城県つくば市真瀬 至）茨城県つくば市梶内】 11. 供用までの円滑化を図るため、茨城県つくば市において応急処理工、巡視・巡回工、排水構造物工、防護柵工、橋梁付属物工を追加する。 12. 共通仮設費 上記の変更に伴い、技術管理費を増工、運搬費、準備費、役務費を追加する。 13. 上記変更に伴い、契約工期を91日延伸し、令和7年2月28日までとする。
-----------------	---

(第4回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 2 7 日
契 約 業 者 名	工建設（株）
契 約 業 者 の 住 所	千葉県千葉市中央区南町 2 - 1 3 - 1 2
工 事 の 名 称	R 5 圏央道神崎下総地区改良その 3 工事
工 事 場 所	千葉県成田市名木地先、千葉県成田市芝地先、自）茨城県つくば市真瀬 至）茨城県つくば市梶内
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	【千葉県成田市名木地先】 法面工（植生工1,830m²、防草シート工260m²） 排水構造物工（管渠工531m） 応急処理工（応急処理事業工一式） 構造物撤去工（構造物取壊し工一式、防草シート撤去工661m²、運搬処理工一式） 仮設工（工事用道路工一式、防護施設工一式、交通管理工一式） 共通仮設費（技術管理費一式、営繕費一式）
工 期（自）	令和 6 年 1 月 1 2 日
工 期（至）	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 3 5 , 5 0 0 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 4 5 , 7 6 0 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	3 8 1 , 2 6 0 , 0 0 0 円（税込み）

変 更 理 由	【千葉県成田市名木地先】 1. 法面工 関係機関協議の結果、植生シートおよび防草シートの材料を変更し、植生工、防草シート工を増工する。 2. 排水構造物工 関係機関協議の結果、暗渠排水管の材料を変更し、管渠工を増工する。 3. 応急処理工 当初特記仕様書第109条に基づき、実績を精査した結果、応急処理工を増工する。 4. 構造物撤去工 設計照査の結果、既設コンクリートたたき、Ⅰ期線工事の際に施工した防草シート等が支障となることが判明し、本工事において撤去を行うことから構造物取壊し工、防草シート撤去工、運搬処理工を増工する。 5. 仮設工 設計照査の結果、工事用道路の盛土として工事用道路工を追加し、関係機関協議の結果、目隠しフェンスの設置期間に変更が生じたため、防護施設工を増工する。また、交通誘導警備員を数量精査（増）し、交通管理工を増工する。 6. 共通仮設費 上記の変更に伴い、技術管理費を増工し、営繕費を追加する。 7. 工期は元設計のとおりとする。
------------------	--